

お知らせ

注意事項

- この確認済証は、建築基準法にもとづく確認であり、土地の権利又は営業関係等について許可したものではありません。
- この確認済証にもとづいて工事をする場合、建築主は近隣住民との間に紛争を生じないよう、格段のご配慮をお願いします。なお、紛争が生じた場合は、その解決に誠意をもってあたってください。
- 敷地が官民有地に接する場合は、官民境界の明示を受けた後、着工してください。
- 工事に着手したときは、工事現場の見えやすい場所に**確認表示板**を必ず掲示してください。
- 建築工事の従事者(設計者、工事監理者、主任技術者等)は、建築基準法、建築士法及び建設業法に規定する適格者を配置してください。
- この確認済証による**計画の内容を変更**しなければならないときは、必ず事前に相談してください。
- 工事が完了したときは、必ず完了検査申請書を、完了した日から4日以内に届くよう提出し、**完了検査**を受けてください。
- 住居表示を実施している区域内において、新・改築される方は、すみやかに住居表示の提出をしてください。

変更について

- 確認申請時に**施工者が未定**であり、その後に施工者が決定するなど確認申請書の記載内容が変更となる場合は、**記載事項変更届**にて弊社まで報告ください。
- ※ **施工者の決定**の際は、“3. 変更の区分”の工事施工者にチェックをし、“4. 変更理由”に“**施工者決定の為**”と明記ください。記載事項変更届に申請書の2面の**6. 工事施工者が記載されたページ**を添付し提出ください。

中間検査について

※ 確認申請書第三面【17】に特定工程工事が記入されている場合は、建築基準法第7条の3の規定による中間検査が必要です。

この建築物の工事が中間検査を受ける工程(特定工程(下記参照))の工事を終えたときは、工事を終えた日から4日以内に中間検査の申請を行い、検査を受けてください。なお、中間検査に合格しないと、次の工程(特定工程後の工程)に着手することはできません。

中間検査対象建築物と検査時期

● 建築基準法第7条の3第1項第1号に規定する建築物(全国一律)			
対象建築物		構造種別	特定工程
階数が3以上の共同住宅		RC造又はSRC造	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事
● 建築基準法第7条の3第1項第2号に規定する特定行政庁が指定する建築物			
【対象建築物】			
対象建築物	鳥取県 ※1		島根県
	●建築基準法に掲げる「特殊建築物」のうち多数の方々を利用する次の用途のもので、災害時における構造上の安全性が求められる一定規模以上のもの		●木造の建築物のうち、新築の1戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の1/2以上であるもの又は50㎡を超えるものを除く)で、延べ面積が100㎡を超えるもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
	用途	規模(階数・床面積)	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場	3階以上 または客席の床面積が200㎡以上(屋外観覧席にあっては1,000㎡以上)の建築物	(1) 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)による融資を利用して建築されるもの
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舎、児童福祉施設等	3階以上 または2階部分の床面積が300㎡以上の建築物	(2) 住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)の規定により、登録住宅性能評価機関において建設住宅性能評価を受け、その評価書の交付を受けて建築されるもの
	学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場	3階以上 または床面積が2,000㎡以上の建築物	(3) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成19年法律第66号)第17条第1項の規定による指定を受けた住宅瑕疵担保責任保険法人に同法第19条第1号に規定する住宅瑕疵担保責任保険契約又は同条第2号に規定する保険契約を申し込んだ建築物
	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗(床面積が10㎡以内のものを適用除外)	3階以上 または床面積が3,000㎡以上 または2階部分の床面積が500㎡以上の建築物	適用除外
	(1) 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物 (2) 法第85条の規定の適用を受ける建築物		次のいずれかに該当するものについては、この告示の規定は、適用しない。 (1) 法第18条第2項の規定の適用を受ける建築物 (2) 法第68条の11第1項の認証を受けた者が製造又は新築をする当該認証に係る建築物 (3) 法第85条の規定の適用を受ける建築物
	※鳥取県の外、県内では鳥取市、米子市、倉吉市が中間検査の指定をしています。		※島根県の外、県内では松江市と出雲市が中間検査の指定をしています。(他に限定特定行政庁の市が6市があります。)
	※1 令和7年5月28日鳥取県告示第358号では対象建築物について、「法第27条第1項第1号から第3号までに掲げる特殊建築物」と記載されています。 詳細は、鳥取県のホームページ等で確認ください		
【検査時期: 下記の工事(特定工程)完了時】			
※ 下記以外の特定行政庁の場合は、確認申請書第三面【17】に記載された特定工程の内容をご確認ください。			
特定工程	鳥取県		島根県
	2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事		構造耐力上主要な柱、はり及び筋かいの接合並びに耐力壁の工事

完了検査、中間検査時に添付する工事監理状況報告書等について

● 島根県内の特定行政庁

島根県内においては、工事監理者は、各特定行政庁の規則で定められた建築物(「対象となる建築物」の欄参照)について、各特定行政庁の規則で定められた工事(「対象となる工事」の欄参照)の工事監理状況報告書・省エネ基準工事監理状況報告書を提出する必要があります。

各特定行政庁の規則については、各特定行政庁のホームページにありますので、詳しくはそちらをご確認ください。

また、工事監理状況報告書・省エネ基準工事監理状況報告書については、各特定行政庁のホームページから様式をダウンロードの上、提出先を「(株)ジェイ・イー・サポート 代表取締役 佐東 政明」として提出してください。

特定行政庁名※1	提出方法	提出先
島根県、松江市、浜田市、安来市、太田市、雲南市	完了検査申請書に添えて提出	建築主事等又は指定確認検査機関※2
江津市	完了検査申請書に添えて提出	建築主事等又は指定確認検査機関※3
出雲市、益田市	対象となる工事のうち該当する工事が全て終了した後7日以内に提出	建築主事等又は指定確認検査機関※2

対象となる建築物※4	対象となる工事※4 ※5
建築基準法第5条の6第4項の規定により建築士である工事監理者を定めなければ工事を行うことができない建築物で確認済証の交付を受けたもの及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成27年法律第53号)第10条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物で確認済証の交付を受けたものの(いずれも市町村(市)が建築主である建築物を除く。)	(1) 杭の工事
	(2) 基礎の配筋の工事
	(3) 各階の壁、柱、床及びはり並びに屋根の配筋の工事
	(4) 柱脚の工事(構造耐力上主要な柱が鉄骨造である場合に限る。)
	(5) 柱、はり及び筋かいの接合並びに耐力壁の工事(構造耐力上主要な柱、はり及び筋かい並びに耐力壁が木造又は鉄骨造である場合に限る。)
	(6) 断熱工事(建築物エネルギー消費性能基準に適合させなければならない建築物における断熱材の設置・施工に関するものに限る。)

※1 特定行政庁名に下線のある市は、限定特定行政庁です。法第1項第4号の規定に該当する建築物(島根県知事の許可を要するものを除く。)に限り特定行政庁となります。その外の建築物については、当該市の区域についても、島根県が特定行政庁となります。提出方法及び提出先の欄の適用にご注意ください。

※2 松江市と出雲市は提出先を「建築主事又は指定確認検査機関」としています。

※3 江津市の規則及び同規則様式では、工事監理状況報告書・省エネ基準工事監理状況報告書の提出先が建築主事等となっていますが、建築基準法施行規則第4条の4の2の規定により、ジェイ・イー・サポート(以下「ジェイ・イー」という。)へ完了検査申請書を提出する場合は、工事監理状況報告書をジェイ・イーへ提出してください。

※4 「対象となる建築物」及び「対象となる工事」については、各特定行政庁の規定内容が同一となっています。

※5 (1)～(6)の工事の工事監理の状況については、様式の別紙1に工事監理者が監理をしている状況を示す写真を添付する必要があります。

● 鳥取県内及び島根県内の各特定行政庁共通(検査の特例を受ける建築物)

【中間時】規則第4条の8第1項第2号により、法第7条の5の適用を受ける場合は、工事中の写真を中間検査申請書に添付する必要があります。

【完了時】規則第4条第1項第2号により、法第7条の5の適用を受ける場合は、工事中の写真を完了検査申請書に添付する必要があります。

屋根の小屋裏の工事完了時、構造耐力上主要な軸組若しくは耐力壁、基礎の配筋(RC造の基礎の場合に限る)、その他特定行政庁が必要と認めて指定する工程の終了時における当該建築物に係る構造耐力上主要な部分の軸組、仕口その他の接合部、鉄筋部分等を写した写真及びその他軽微変更関連図書等

法第7条の3第1号：鉄筋コンクリート造建築物施工状況報告書

法第7条の3第2号：鉄骨造建築物施工状況報告書

※様式は定められていません。

完了検査時における工事監理状況書類等提示のお願い

上記添付義務のある工事以外にも、また添付義務のない市町村における完了検査時にも、工事監理されている記録がある場合は、検査の参考資料として提示していただければ幸いです。

工事監理者の監理業務については、建築士法第25条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準(H21国土交通省告示第15号)の制定に併せて「工事監理ガイドライン」が策定されています。監理業務の一環として写真を記録しておくことが考えられます。